

地域赴任医師定着支援事業助成金  
交 付 要 領

医 保 第 1 8 2 号  
令 和 6 年 1 0 月 9 日

三重県 医療保健部 医療人材課

## 地域赴任医師定着支援事業助成金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）および医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）第4条の規定に基づき、予算の範囲内において地域赴任医師定着支援事業助成金の交付に必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この助成金は、三重県外の医療機関から県内の医師不足地域にある医療機関へ赴任する医師に対し、転居および住居確保に係る費用並びに医師不足地域で十分な研鑽を行うために要する費用を補助することで、医師不足地域で勤務する医師の確保・定着を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「常勤医師」とは、1つの医療機関において週4日以上かつ週32時間以上勤務する医師をいう。
- (2) 「医師不足地域」は、別表1のとおりとする。

### (助成対象者)

第4条 この事業の対象者は次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 県外医療機関に勤務し、かつ県外に居住していた医師であって、医師不足地域での勤務のために、医師不足地域にある医療機関に赴任し、県内に居住する者。
- (2) 県が運営するWebサイト「三重メディナビ（旧：おいないネットみえ医師バンク）」に登録された求人情報より、県を経由して、新たな赴任先の医療機関へ就業することとなった者。
- (3) 申請する年度の末日までに初期臨床研修を修了した者であること。
- (4) 医師不足地域にある医療機関において、常勤医師として1年以上勤務する意思を有している者。また、勤務した後、再び県外医療機関等に勤務することが予定されている者でないこと。
- (5) 過去に県内医療機関での勤務実績がある場合は、最後に所属した県内医療機関の最終勤務日より5年以上が経過していること。
- (6) 申請時点で、三重県医師修学資金または三重県医師研修資金の貸与者でないこと。
- (7) 転居にあたり、三重県および他の県内自治体等から県内への転入を促進することを目的とした補助金及び支援金を受けていないこと。

### (補助金額)

第5条 助成金額は、医師一人あたり定額80万円とする。

### (補助金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、医師不足地域にある医療機関で就業を開始した日が属する年度の末日（末日が土日祝日の場合は前開庁日）までに、地域赴任医師定着支援事業助成金交付申請書（第1号様式）と、次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 履歴書（過去の勤務先、所属期間を含む）
- (3) 医師不足地域にある医療機関で勤務していることを証する書類（例：健康保険証の写し）
- (4) 住所の変更が確認できる書類（例：住民票）
- (5) その他知事が必要と認めるもの

### (助成金交付申請書の受付)

第7条 知事は、受け付けた助成金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認められる場合は、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、先着順により予算額の範囲内で受け付けるものとする。

### (助成金交付決定及び支払い)

第8条 知事は、第6条に規定する助成金交付申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 前項の規定による交付決定通知を受けた者は、地域赴任医師定着支援事業助成金交付請求書（第3号様式）を知事に提出する。

### (補助金の返還)

第9条 知事は、助成金の交付決定を受けた者または交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消しまたは既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請により助成金の交付を受けた場合
- (2) 医師不足地域にある医療機関での勤務実績が、正当な理由なく1年未満であったことが判明した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が不適切であると認める場合

2 知事は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、対象者に通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第10条 助成金の交付申請の取下げをしようとする者は、第8条の交付決定通知のあった日から7日以内に取下届出書1部を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

### 附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表1（第3条第2号関係）

医師不足地域

二次医療圏	構想区域	対象市町
中勢伊賀	津	津市（白山町、美杉町）
	伊賀	伊賀市、名張市
南勢志摩	松阪	松阪市（飯南町、飯高町）、多気町、大台町、大紀町
	伊勢志摩	鳥羽市、志摩市、南伊勢町
東紀州	東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町